

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年8月19日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和4年度東広島市ひきこもりに関する実態調査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13040029
(3) 物品委託役務内容	「第3次東広島市地域福祉計画」に基づき、「ひきこもり者のいる世帯」への支援を充実させていくため調査を実施するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年8月19日～ 令和4年9月8日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年8月19日～ 令和4年8月26日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 地域共生推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-493-5621 /ファックス番号 082-423-8065 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年8月31日～ 令和4年9月8日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年9月6日～ 令和4年9月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年9月8日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和4年度東広島市ひきこもりに関する実態調査業務仕様書

1 業務名称

令和4年度東広島市ひきこもりに関する実態調査業務

2 履行場所

東広島市内一円

3 調査の目的

「第3次東広島市地域福祉計画」に基づき、本市における地域共生社会実現のための包括的支援体制（社会福祉法第106条の3）の整備を推進し、複雑・複合化した生活課題である「ひきこもり者のいる世帯」への支援を充実させていくために、その実態を把握するとともに、今後の施策展開における基礎資料として活用することを目的に、本市の民生委員児童委員及び医療・福祉事業所等の職員（以下「専門職」とする。）を対象に調査を実施するものである。

4 調査の概要

(1) 調査対象者

ア 東広島市内の民生委員児童委員 317人（最大）

イ 東広島市内の専門職

東広島市の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員、障害者（児）相談支援専門員、地域包括支援センター等といった事業所（最大120事業所）に所属する職員500人（最大）

※いずれの人数も最大値であり、調査開始時には若干の変動がある。

(2) 調査票の配付及び回収方法

ア 東広島市内の民生委員児童委員

民生委員児童委員への調査については、市が調査票や封筒を印刷し、会議等の場で民生委員児童委員に直接配付して回収する。

イ 東広島市内の専門職

郵送により配付、回収する。

(3) 調査内容

別添調査票のとおり（設問設計及び調査票の原稿作成は発注者が行う）。

ア 民生委員児童委員への調査に関する様式

・かがみ文（A4：1枚）

・調査票（A4：1枚）

- ・個別調査票 (A3 : 1枚)
- イ 専門職への調査に関する様式
 - ・かがみ文 (A4 : 1枚)
 - ・調査票 (A4 : 1枚)
 - ・個別調査票 (A3 : 1枚)

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日(金)まで。履行期間内における業務スケジュールは概ね次のとおりとする。

【調査スケジュール】

内容	スケジュール	備考
かがみ文・調査票・発信用封筒・返信用封筒の印刷、封入作業	契約締結日の翌日から令和4年10月下旬まで	専門職のみ
調査票発送	令和4年11月上旬まで	専門職のみ
調査票回収	令和4年11月～12月末日まで	専門職のみ
データ入力、単純集計、単純集計結果の提出	令和5年1月上旬～令和5年2月中旬	
報告書作成に係る打ち合わせ	令和5年2月中旬	
報告書の校正	令和5年3月上旬～3月中旬	
報告書の提出	令和5年3月17日(金)	
業務完了	令和5年3月24日(金)	

※民生委員児童委員調査は9月上旬に、市が調査票の回収を終えているため、9月下旬には受注者に引き渡しが可能である。従って、入力や集計作業は専門職調査に先行して開始してもよい。

6 委託業務の内容

(1) 調査の実施

ア 調査票・参考資料・発信用封筒(角形2号)・返信用封筒(長形3号)の作成・印刷

専門職調査票等 ※いずれも白色度80%以上、坪量70g/m ² 以上の用紙を使用すること。	かがみ文 (A4 : 白黒 : 片面)	120枚
	調査票 (A4 : カラー : 両面)	600枚

	個別調査票（A3：カラー：片面） ※2つ折り	600枚
発信用封筒	角形2号、名入（モノクロ）	120部
返信用封筒	角形2号、料金受取人払い用（モノクロ） ※封筒フタ（フラップ）部分にテープや糊付けを行うなど、アンケートの回答者が糊等を用いなくても返信可能な封筒にすること。	120部

【留意点】

① 発信用・返信用封筒の部数について

専門職が勤務している事業所等の数を最大120と想定して合計120部としている。（予備分を含む部数である。）

イ 封入

調査種別	1セットの内容	セット数
専門職調査	<ul style="list-style-type: none"> ・かがみ文 1枚 ・調査票 5枚（※1） ・個別調査票 5枚（※2） 	120セット （市内の事業所数）

※1、※2 専門職調査は、市内のサービス事業所に対して発送するものとし、1事業所当たりの対象者（専門職）が5人いると想定しているため、かがみ分以外のものを5枚ずつ封入すること。

ウ 調査票一式の発送

- ・専門職調査分の発送に係る郵送費等は受注者の負担とする
- ・発送に当たっては、東広島市内の郵便局へ差し出すこと。
- ・宛名については、発注者がタック紙（宛名ラベルシール）に調査対象者の住所・氏名を印字し受注者に手交する（受注者が市役所に受け取りに来ること）。郵便事故等による紛失を防ぐため、発注者から受注者への郵送は行わない。
- ・宛名ラベルシールは令和4年9月30日（金）までにすべての対象者分を受注者に引き渡すものとする。
- ・発送に当たっては、発注者が印字する宛名ラベルシールにはカスタマーバーコードは記載しない。

エ 調査票の回収

- ・宛先は東広島市役所健康福祉部地域共生推進課地域共生推進係（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）とする。
- ・回収に係る郵送費等は受注者負担とする。また、回収した調査票については、一旦市で保管するので、随時受注者が市役所に受け取りにくること。開封及びナンバリング作業については受注者が行うものとする。
- ・料金受取人払いの利用に係る日本郵便（株）への手続き等の一切は受注者において行っておくこと。
- ・回収に当たってカスタマーバーコードを使用してもよい。その場合、受注者が作成する返信用封筒にカスタマーバーコードを記載すること。
- ・民生委員児童委員調査については、市で配付及び回収をする。回収できた地区から順次受注者に受渡しを行うものとする。

(2) 調査票の集計

- ア データ入力、単純集計、設問間クロス集計
- イ 自由回答とりまとめ（分野別）

(3) 調査結果の分析

- ア 属性別・設問別の傾向分析、結果から見える課題・考察
- イ グラフ等の作成
- ウ とりまとめ

(4) 報告書等の作成・提出

- ア 報告書本編
分析結果等を踏まえ、傾向や特徴等をまとめた報告書（電子データによるものとし、カラー・A4サイズで最大60頁程度のもの）を作成する。
- イ 概要版
上記アの報告書本編から特に重要な事項を抜粋し、カラー・A4サイズで最大10頁程度の概要版を作成する。（電子データ）

7 報告書作成時の留意点

(1) 単純集計結果の提出後の打ち合わせ会議

単純集計作業が終わり次第、その結果を市に提出すること。提出後すみやかに報告書のクロス集計すべき項目の決定やレイアウト等の構成などを協議する打ち合わせ会議を実施する。（令和5年1月下旬を予定。）この会議は原則として市役所において2時間程度実施するものとするが、状況に応じてオンライン形式でも可とする。

(2) 報告書の構成（最低限記載すべきもの）

報告書はカラー・A4サイズ最大で60頁程度のものを作成すること。

【主な構成】

ア 巻頭

- ・調査の目的

イ 民生委員児童委員調査の結果

- ・調査概要
- ・調査結果（単純集計結果）
- ・調査結果（クロス集計結果）
- ・自由記載項目のとりまとめ
- ・傾向と分析

ウ 専門職調査の結果

- ・調査概要
- ・調査結果（単純集計結果）
- ・調査結果（クロス集計結果）
- ・自由記載項目のとりまとめ
- ・傾向と分析

エ 調査まとめ

(3) 校正

報告書案の校正は、最大3回を限度として行う。

なお、校正に伴う担当者間の打ち合わせは対面又はオンライン形式で実施する。

(4) 集計等について

ア グラフ等の活用

視覚的に分かりやすくするため、報告書に記載する単純集計及びクロス集計の結果は表やグラフ等で示すなど、レイアウトを工夫すること。

イ クロス集計

クロス集計については、民生委員児童委員調査及び専門職調査において、最低限クロス集計すべき項目を次のとおりとする。なお、調査の結果によっては項目をさらに追加する場合もある。

① 民生員児童委員調査票

- ・問1と問3（1）

② 専門職調査票

- ・問2と問3、問4（1）、問4（2）、問6、問7

③ 個別調査票

- ・①と②、③、⑧
- ・②と③

- ・③と⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪
- ・⑥における同居家族の有無と⑩

ウ 年齢別人口出現率の算出

公開されている市の年齢別人口（住民基本台帳情報）をもとに、10歳代から60歳代までの出現率を、民生委員児童委員調査及び専門職調査においてそれぞれ算出すること。また次の範囲における出現率も算出すること。

- ・15歳から39歳
- ・40歳から59歳
- ・60歳から64歳

(5) 報告書作成において必要な行政基本情報

本市の人口や世帯数、社会福祉政策関連する数値やデータが必要な場合は、市が保有し、公表できる情報の範囲において、必要に応じ市から提供を行う。

(6) 傾向と分析

得られた集計結果から分析できる本市の傾向（属性・地域性・要因など）を記載すること。また、自由記述についても類型化が可能な部分については、その結果を記載することとする。

(7) 報告書の公表及び活用

本調査において作成した報告書は、東広島市第4次地域福祉計画の策定における基礎資料にもなるため、受注者は本市の地域福祉計画（現時点では第3次）についても、その内容を十分に理解しておくこと。

また、本市のひきこもり支援施策推進の重要性を関係者と共有し、具体的支援策を構築していくための合意形成を図るため、調査に協力してくれた福祉専門職及び民生委員児童委員に公開する。（ただし、個人情報特定される部分を除く）

8 負担区分

内容		負担	
		発注者	受注者
(1) 調査の実施	調査対象者の選定	○	
	設問設計、調査票、参考資料の原稿作成	○	
	調査票の印刷		○
	発信用封筒・返信用封筒の印刷		○
	宛名ラベルの作成	○	
	封入作業、宛名ラベル貼付		○
	専門職調査票の発送（郵送費含）		○

	専門職調査票の回収（郵送費含）		○
	民生委員児童委員調査票の配付	○	
	民生委員児童委員調査票の回収	○	○
(2) 調査票の集計	データ入力、単純集計、クロス集計		○
(3) 調査結果の分析	傾向分析、相関図分析、とりまとめ		○
(4) 報告書の作成・提出	報告書のとりまとめ		○
	報告書(電子記録媒体)の提出		○

9 成果品

(1) 電子記録媒体 一式

当該調査に係る入力、集計、分析及び報告書のデータ

※報告書のデータはPDF形式及びWord形式とする。

※単純集計、クロス集計、傾向分析等のとりまとめ結果はExcel形式とする。

(2) 回収した調査票(原本) 一式

10 郵便料金に関する特記

本業務に係る調査票の発送及び返送に係る費用は次の規格に基づくことを前提とし、業務の履行過程において変動があった場合は契約率その他の変動要因に関わらず、実費相当額（日本郵便(株)が定める料金体系を基準とする）として双方協議した額に基づき変更契約を行うものとする。

【前提となる郵便規格】

調査の種類	業務の種類	規格	料金 (1通あたり)
専門職調査	調査票発送	定形外郵便 (規格内) 150g以内	210円
	調査票返送	定形外郵便 (規格内) 100g以内	140円

11 受注者の義務

- (1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

1.2 その他

- (1) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が双方協議の上決定する。
- (3) 民生委員児童委員について

- ・ 民生委員児童委員の定例会の基本圏域

東広島市の民生委員児童委員は10の日常生活圏域(西条北、西条南、八本松、高屋、志和、黒瀬、豊栄、福富、河内、安芸津)で活動しており、毎月1回開催となっている。

- ・ 各地区の定数

地区	定数 (人)
西条北	42
西条南	40
八本松	38
志和	23
高屋	39
黒瀬	51
福富	11
豊栄	16
河内	25
安芸津	32
合計	317

1.3 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市 健康福祉部 地域共生推進課

電話 082-493-5621 FAX 082-423-8065

メール hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp

東広島市ひきこもりに関する実態調査票（福祉専門職調査）

【ひきこもりとは】

この調査では、概ね15歳から64歳までの方で、社会的参加（仕事、学校、家庭以外の人との交流など）ができない状態が概ね6か月以上続いていて、次のいずれかに該当する方を指します。

- ① 自宅にひきこもっている状態
- ② 時々買い物などで外出することがある

※重度の障害、疾病、高齢等の影響により外出が困難な方は除きます。

問1 あなたの事業所の所在地を○で囲んでください。

・西条北 ・西条南 ・八本松 ・志和 ・高屋 ・黒瀬 ・豊栄 ・福富 ・河内 ・安芸津

問2 あなたの職種を教えてください。（従事している比率が一番高いものをひとつ回答）

・介護支援専門員 ・医療ソーシャルワーカー ・保健師 ・相談支援専門員 ・介護福祉士
・社会福祉士 ・看護師 ・精神保健福祉士 ・その他（ ）

問3 ひきこもり等の現状についてお尋ねします。直近2年以内でああなたの支援対象者又はその家族に、ひきこもりの方はいますか。該当する項目を○で囲んでください。

- ア いる ⇒ 問4へお進みください。
- イ いない ⇒ 問5へお進みください。

問4（問3で「ア いる」とした方にお聞きします。）

(1) ひきこもりの方を何世帯、何人把握しておられますか。

() 世帯 () 人

(2) こうした世帯等への支援で困っていることはありますか。該当する項目を○で囲んでください。※複数回答可

- ア 支援対象者ではないので関わるできない
- イ ひきこもりに関する知識や支援方法が分からない
- ウ 関わることを拒否される、情報をもらえない
- エ どこに相談したら良いか分からない
- オ 自分だけでは対応できないと感じる
- カ 市などの相談支援機関に相談したが、十分に対応してもらえない。
- キ 困りごとはない
- ク その他（ ）

⇒ 裏面につづく

問5 全員にお聞きします。あなたが、ひきこもり等に関する支援策で必要だと思う項目を3つま
で○で囲んでください。

- ア 個別かつ長期的に訪問等でひきこもりの人やその家族に関わることができる支援
- イ 関係機関同士の情報共有や連携の強化
- ウ 支援する側の知識や技術向上のための研修の機会
- エ 身近なひきこもり相談窓口の設置と周知
- オ 障害福祉サービス等が使いやすくなること
- カ ひきこもりの人の家族へのサポート
- キ ひきこもりの人が社会参加できる機会や場を増やすこと
- ク ひきこもりの人への生活訓練や社会復帰にむけた訓練等の支援の充実
- ケ ひきこもりに関する一般住民への正しい理解と知識の普及
- コ ひきこもり当事者会の開催
- サ ひきこもり家族会の開催
- シ その他 ()

問6 全員にお聞きします。ひきこもりについて相談ができる機能のある市内の機関として、次の
窓口を知っていますか。知っているものを○で囲んでください。 ※複数選択可

- ア 地域包括支援センター
- イ 生活支援センター
- ウ HOT けんステーション
- エ 医療保健課
- オ 子育て・障害者総合支援センター（はあとふる）
- カ 広島県西部東保健所
- キ 児童青少年センター
- ク 社会福祉協議会

問7 ひきこもり支援について、課題だと感じていることや、ご意見があれば記入してください。

(自由記述)

- ・問3で「ア いる」とした方は別紙「個別調査票(A3サイズのもの)」へお進みください。
- ・問3で「イ いない」とした方については、調査はここまでです。ありがとうございました。

【調査にご協力頂いた皆様へ】

ご協力頂きありがとうございました。東広島市地域共生推進課では、ひきこもり者がいると思われる世帯等への支援調整を実施しています。あなたが関わっている世帯で支援が必要と思うケース・その他ご相談があれば、次のメールアドレスか電話番号にご連絡ください。相談頂いた情報については支援以外の目的では使用いたしません。

担 当 東広島市役所 健康福祉部 地域共生推進課 (HOT けんステーション)

メール hottoken.st@city.higashihiroshima.lg.jp

電 話 082-493-5621

東広島市ひきこもりに関する調査票（民生委員児童委員調査）

【ひきこもりとは】

この調査では、**概ね 15 歳から 64 歳まで**の方で、社会的参加（仕事、学校、家庭以外の人との交流など）ができない状態が概ね 6 か月以上続いていて、次のいずれかに該当する方を指します。

- ① 自宅にひきこもっている状態
- ② 時々買い物などで外出することがある

※重度の障害、疾病、高齢等の影響によって外出が困難な方は除きます。

問1 あなたの担当する地区名を○で囲んでください。

・西条北 ・西条南 ・八本松 ・志和 ・高屋 ・黒瀬 ・豊栄 ・福富 ・河内 ・安芸津

問2 ひきこもり等の現状についてお尋ねします。**直近2年以内**で、あなたの受け持ち地域で、ひきこもりの方はいますか。該当する項目を○で囲んでください。

ア いる ⇒ 問3へお進みください。 イ いない ⇒ 問4へお進みください。

問3 上の問2で「ア いる」とした方だけにお聞きします。

(1) ひきこもりの方を何世帯、何人把握しておられますか

() 世帯 () 人

(2) ひきこもりの方への支援で困っていることはありますか。該当する項目を○で囲んでください。

※複数回答可

- ア 関わることを拒否される
- イ 自分だけでは対応できないと感じる
- ウ ひきこもりに関する知識や支援方法が分からない
- エ どこに相談したら良いか分からない
- オ 市などの相談支援機関に相談したが、十分に対応してもらえない。
- カ 家族が隠している・話してくれない
- キ 困りごとはない
- ク その他 ()

問4 **全員にお聞きします。** ひきこもり等に関する支援策で必要と思われる項目を**3つまで**○で囲んでください。

- ア 個別かつ長期的に訪問等でひきこもりの人やその家族に関わることができる支援
- イ 関係機関同士の情報共有や連携の強化
- ウ 支援する側の知識や技術向上のための研修の機会
- エ 身近なひきこもり相談窓口の設置と周知
- オ ひきこもりの人の家族へのサポート
- カ ひきこもりの人が社会参加できる機会や場を増やすこと
- キ ひきこもりの人への生活訓練や社会復帰にむけた訓練等の支援の充実
- ク ひきこもりに関する一般住民への正しい理解と知識の普及
- ケ ひきこもり当事者会の開催
- コ ひきこもり家族会の開催
- サ その他 ()

⇒ 裏面につづく

問5 **全員にお聞きします。** ひきこもりについて相談ができる機能のある市内の機関として、次の窓口を知っていますか。該当する項目を○で囲んでください。※複数選択可

- ア 地域包括支援センター
- イ 生活支援センター
- ウ HOT けんステーション
- エ 医療保健課
- オ 子育て・障害者総合支援センター（はあとふる）
- カ 広島県西部東保健所
- キ 児童青少年センター
- ク 社会福祉協議会

問6 **全員にお聞きします。** ひきこもり支援について、課題だと感じていることや、ご意見があれば記入してください。

（自由記述）

- ・問2で「**ア いる**」とした方は別紙「個別調査票(A3サイズのもの)」へお進みください。
- ・問2で「**イ いない**」とした方については、調査はここまでです。ありがとうございました。

【個別調査票】この票は、民生委員児童委員調査の間2、福祉専門職調査の間3で「ア. いる」と回答した方のみ対象です。直近の2年以内に把握した人(概ね15～64歳)について回答してください。

分からない項目はとばしてください。また、ひきこもり該当者の氏名は書かないでください。

質問項目	記載例	該当者 A さん	該当者 B さん	該当者 C さん	該当者 D さん	該当者 E さん
① 該当者の性別	男性・女性・不明	男性・女性・不明	男性・女性・不明	男性・女性・不明	男性・女性・不明	男性・女性・不明
② 該当者の居住地	西条北・西条南・八本松・志和高屋・黒瀬・豊栄・福富・河内安芸津	西条北・西条南・八本松・志和高屋・黒瀬・豊栄・福富・河内安芸津	西条北・西条南・八本松・志和高屋・黒瀬・豊栄・福富・河内安芸津	西条北・西条南・八本松・志和高屋・黒瀬・豊栄・福富・河内安芸津	西条北・西条南・八本松・志和高屋・黒瀬・豊栄・福富・河内安芸津	西条北・西条南・八本松・志和高屋・黒瀬・豊栄・福富・河内安芸津
③ 該当者の年齢	(40) 歳くらい	() 歳くらい	() 歳くらい	() 歳くらい	() 歳くらい	() 歳くらい
④ 該当者とあなたの業務(活動)との関係	ア. 支援対象者本人である イ. 支援対象者の家族である	ア. 支援対象者本人である イ. 支援対象者の家族である	ア. 支援対象者本人である イ. 支援対象者の家族である	ア. 支援対象者本人である イ. 支援対象者の家族である	ア. 支援対象者本人である イ. 支援対象者の家族である	ア. 支援対象者本人である イ. 支援対象者の家族である
⑤ 該当者とあなたは直接連絡ができますか (訪問・電話・メール・LINE など)	ア. できる イ. できない	ア. できる イ. できない	ア. できる イ. できない	ア. できる イ. できない	ア. できる イ. できない	ア. できる イ. できない
⑥ 該当者の家族 ※「ア.同居家族あり」の場合は家族すべてに「○」	ア.同居家族あり イ.一人暮らし [父親・母親・祖父・祖母 兄弟姉妹・配偶者・子・ 親せき・その他()]	ア.同居家族あり イ.一人暮らし [父親・母親・祖父・祖母 兄弟姉妹・配偶者・子・ 親せき・その他()]	ア.同居家族あり イ.一人暮らし [父親・母親・祖父・祖母 兄弟姉妹・配偶者・子・ 親せき・その他()]	ア.同居家族あり イ.一人暮らし [父親・母親・祖父・祖母 兄弟姉妹・配偶者・子・ 親せき・その他()]	ア.同居家族あり イ.一人暮らし [父親・母親・祖父・祖母 兄弟姉妹・配偶者・子・ 親せき・その他()]	ア.同居家族あり イ.一人暮らし [父親・母親・祖父・祖母 兄弟姉妹・配偶者・子・ 親せき・その他()]
⑦ ひきこもりの状況 ※どちらかに「○」	ア. ずっと自宅にいる様子 イ. 時々買い物などで外出	ア. ずっと自宅にいる様子 イ. 時々買い物などで外出	ア. ずっと自宅にいる様子 イ. 時々買い物などで外出	ア. ずっと自宅にいる様子 イ. 時々買い物などで外出	ア. ずっと自宅にいる様子 イ. 時々買い物などで外出	ア. ずっと自宅にいる様子 イ. 時々買い物などで外出
⑧ ひきこもりの期間 ※どれかひとつに「○」	ア. 1年未満 イ. 1～3年未満 ウ. 3～5年 エ. 6～10年 オ. 11年～15年 カ. 16年～20年 キ. 20年以上 ク. 不明	ア. 1年未満 イ. 1～3年未満 ウ. 3～5年 エ. 6～10年 オ. 11年～15年 カ. 16年～20年 キ. 20年以上 ク. 不明	ア. 1年未満 イ. 1～3年未満 ウ. 3～5年 エ. 6～10年 オ. 11年～15年 カ. 16年～20年 キ. 20年以上 ク. 不明	ア. 1年未満 イ. 1～3年未満 ウ. 3～5年 エ. 6～10年 オ. 11年～15年 カ. 16年～20年 キ. 20年以上 ク. 不明	ア. 1年未満 イ. 1～3年未満 ウ. 3～5年 エ. 6～10年 オ. 11年～15年 カ. 16年～20年 キ. 20年以上 ク. 不明	ア. 1年未満 イ. 1～3年未満 ウ. 3～5年 エ. 6～10年 オ. 11年～15年 カ. 16年～20年 キ. 20年以上 ク. 不明
⑨ ひきこもりになったきっかけ ※複数選択可	ア. 不登校(小・中・高等学校) イ. 大学に馴染めなかった ウ. 職場に馴染めなかった エ. 受験の失敗 オ. 病気 カ. 人間関係(友人、家族、同僚 等) キ. 就職活動でのつまずき	ア. 不登校(小・中・高等学校) イ. 大学に馴染めなかった ウ. 職場に馴染めなかった エ. 受験の失敗 オ. 病気 カ. 人間関係(友人や家族) キ. 就職活動でのつまずき	ア. 不登校(小・中・高等学校) イ. 大学に馴染めなかった ウ. 職場に馴染めなかった エ. 受験の失敗 オ. 病気 カ. 人間関係(友人や家族) キ. 就職活動でのつまずき	ア. 不登校(小・中・高等学校) イ. 大学に馴染めなかった ウ. 職場に馴染めなかった エ. 受験の失敗 オ. 病気 カ. 人間関係(友人や家族) キ. 就職活動でのつまずき	ア. 不登校(小・中・高等学校) イ. 大学に馴染めなかった ウ. 職場に馴染めなかった エ. 受験の失敗 オ. 病気 カ. 人間関係(友人や家族) キ. 就職活動でのつまずき	ア. 不登校(小・中・高等学校) イ. 大学に馴染めなかった ウ. 職場に馴染めなかった エ. 受験の失敗 オ. 病気 カ. 人間関係(友人や家族) キ. 就職活動でのつまずき
⑩ 支援状況(現時点) ※複数選択可	ア. 医療機関等の支援あり イ. 行政機関等の支援あり ウ. 民間団体等の支援あり エ. 何の支援も受けていない オ. わからない	ア. 医療機関等の支援あり イ. 行政機関等の支援あり ウ. 民間団体等の支援あり エ. 何の支援も受けていない オ. わからない	ア. 医療機関等の支援あり イ. 行政機関等の支援あり ウ. 民間団体等の支援あり エ. 何の支援も受けていない オ. わからない	ア. 医療機関等の支援あり イ. 行政機関等の支援あり ウ. 民間団体等の支援あり エ. 何の支援も受けていない オ. わからない	ア. 医療機関等の支援あり イ. 行政機関等の支援あり ウ. 民間団体等の支援あり エ. 何の支援も受けていない オ. わからない	ア. 医療機関等の支援あり イ. 行政機関等の支援あり ウ. 民間団体等の支援あり エ. 何の支援も受けていない オ. わからない
⑪ 予想される困りごと ※複数選択可	ア. 家族の精神的負担 イ. 生活困窮 ウ. 地域からの孤立 エ. 家庭内暴力 オ. その他()	ア. 家族の精神的負担 イ. 生活困窮 ウ. 地域からの孤立 エ. 家庭内暴力 オ. その他()	ア. 家族の精神的負担 イ. 生活困窮 ウ. 地域からの孤立 エ. 家庭内暴力 オ. その他()	ア. 家族の精神的負担 イ. 生活困窮 ウ. 地域からの孤立 エ. 家庭内暴力 オ. その他()	ア. 家族の精神的負担 イ. 生活困窮 ウ. 地域からの孤立 エ. 家庭内暴力 オ. その他()	ア. 家族の精神的負担 イ. 生活困窮 ウ. 地域からの孤立 エ. 家庭内暴力 オ. その他()
⑫ この情報をどこで知りましたか ※複数選択可	ア. 該当者の家族からの話 イ. 近所の住民からの話 ウ. 福祉関係者 エ. その他()	ア. 該当者の家族からの話 イ. 近所の住民からの話 ウ. 福祉関係者 エ. その他()	ア. 該当者の家族からの話 イ. 近所の住民からの話 ウ. 福祉関係者 エ. その他()	ア. 該当者の家族からの話 イ. 近所の住民からの話 ウ. 福祉関係者 エ. その他()	ア. 該当者の家族からの話 イ. 近所の住民からの話 ウ. 福祉関係者 エ. その他()	ア. 該当者の家族からの話 イ. 近所の住民からの話 ウ. 福祉関係者 エ. その他()

調査は以上です。ご協力いただきありがとうございました。今後の連携のため、差し支えなければあなたの氏名の記載をお願いします。(※記載は任意です。)